

# 【申請から補助金交付までの流れ】

## 1 必要書類を提出 令和4年3月31日（木）まで

次の書類を子育て応援課へ提出してください。

チェック	書類
①	結婚新生活支援補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)
②	婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本
③	夫婦の令和2年分の所得証明書(市町村長が発行するもの) ※申請が4月～5月の場合は令和元年分の所得証明書
④	【住宅購入の場合】 住宅の売買契約書及び領収書の写し(支払日、支払額の内訳が記載されているもの)
⑤	【住宅賃借の場合】 住宅の賃貸借契約書の写し及び賃料等の領収書の写し(支払日、支払額の内訳が記載されているもの)
⑥	【引越し費用の場合】 引越に係る領収書の写し
⑦	夫婦の住宅手当支給証明書(様式第3号) ※住宅賃借の場合で、給与所得者である場合
⑧	貸与型奨学金の返済額がわかる書類 ※令和2年中(申請が4月～5月の場合は令和元年中)に貸与型奨学金の返済を行った場合
⑨	離職票の写し ※結婚を機に離職し、 <u>申請時において無職</u> の場合
⑩-1	結婚新生活支援補助金の交付申請に係る誓約書兼同意書(様式第2号) ※県の結婚新生活応援システムが構築される前に申請する場合 (県のシステム構築後に受講し、令和4年3月31日までに「受講証明書」を提出する必要あり)
⑩-2	結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・機運の醸成に資する講座の「受講証明書」と「同意書」 ※県の結婚新生活応援システムが構築された後に申請する場合

※ 上記以外にも、市長が必要と認める書類を提出していただく場合があります。  
※ 様式第1号～様式第3号は、島田市ホームページからダウンロードできます。

## 2 交付決定兼確定

審査の結果を「結婚新生活支援補助金交付決定通知書兼交付確定通知書」により通知します。

## 3 請求書を提出

通知書が届いたら、「請求書」に必要事項を記入・押印し、子育て応援課へ提出してください。

## 4 補助金の振込み

請求書の内容を確認し、請求金額を申請者へ振り込みます。

### Q & A

Q レンタカーを借りた場合、友人に頼んで引っ越した場合は対象になりますか？

A 対象ではありません。引越し費用は、業者に依頼したものが対象です。

Q 再婚の場合も申請できますか？

A 対象要件をすべて満たしていれば申請できます。ただし、以前の結婚で既にこの補助金の交付を受けている場合は申請できません。

